

- 5 関係書類の縦覧場所
熊本県林務水産部漁港課及び田浦町建設課
- 6 縦覧期間
告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 734 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条の 2 第 6 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 14 年 9 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁業の区分
天草町漁業協同組合の地区	大型定置網漁業
	手操網漁業

熊本県告示第 735 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 15 条の規定により、次の指定介護機関から辞退の届出があった。

平成 14 年 9 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	平成 14 年 9 月 12 日

〔訪問リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	平成 14 年 9 月 12 日

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	平成 14 年 9 月 12 日

〔短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	平成 14 年 9 月 12 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
菊陽中央病院指定居宅介護支援事業所 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	平成 14 年 9 月 12 日

〔介護療養型医療施設〕

名称及び所在地	辞退年月日
医療法人社団白陽会 菊陽中央病院 菊池郡菊陽町辛川 1923-1	平成 14 年 9 月 12 日

熊本県告示第 736 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 14 年 9 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 東陽村
- 2 事業の種類 森下地区歴史水辺公園整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 熊本県八代郡東陽村大字南字森下地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 東陽村役場

熊本県告示第 737 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 14 年 9 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 東陽村
- 2 事業の種類 黒淵地区河川自然公園整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 熊本県八代郡東陽村大字南字城の平、字城山及び字黒淵地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 東陽村役場

熊本県告示第 738 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 14 年 9 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成 14 年 9 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	牛 深 天 草 線	天草郡河浦町大字今田字赤椎 1999 番 1 地先から 同 所 同 字 1190 番 1 地先まで	前	8.5 ~ 27.0	65.0	緊道整
			後	8.5 ~ 27.0	65.0	
				5.0 ~ 15.8	70.0	
一般 県道	古 石 天 月 線	葦北郡芦北町大字告字村之前 608 番 1 地先から 同 所 字大丸 542 番 3 地先まで	前	3.6 ~ 8.4	441.3	単道改
			後	9.2 ~ 23.4	429.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 9 月 27 日

熊本県告示第 739 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 14 年 9 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一